

介護保険料の新たな減免制度が始まります

市は、65歳以上で生活が著しく苦しい人を対象に、10月1日から介護保険料の減免制度を実施します。

65歳以上の人（第一号被保険者）の介護保険料は、基準額（年額3,4,250円）を基に、負担が重くなりすぎないよう、所得によって第1～5段階に調整されています。

今回減免の対象となるのは、介護保険料の区分が第1段階と第2段階（下図参照）で、生活保護を受けておらず、次のすべての要件にあてはまる人です。

- ① 世帯全員の収入合計額が生活保護基準未満
- ② 市民税納税者の扶養になっていない
- ③ 市民税納税者としてしよに暮らしていない
- ④ 自分の住まい以外の不動産や、高額な預貯金（同居世帯で150万円、一人増えるごとに50万円を加算）などを持っていない

減免される額は？

- 第1段階の人は、現在の保険料の2分の1を減額
- 第2段階の人は、現在の保険料の3分の2を減額

審査は？

本人またはその家族の申請に基づき、収入、預貯金などの資産や個別事情を次の必要書類により審査します。

必要書類は？

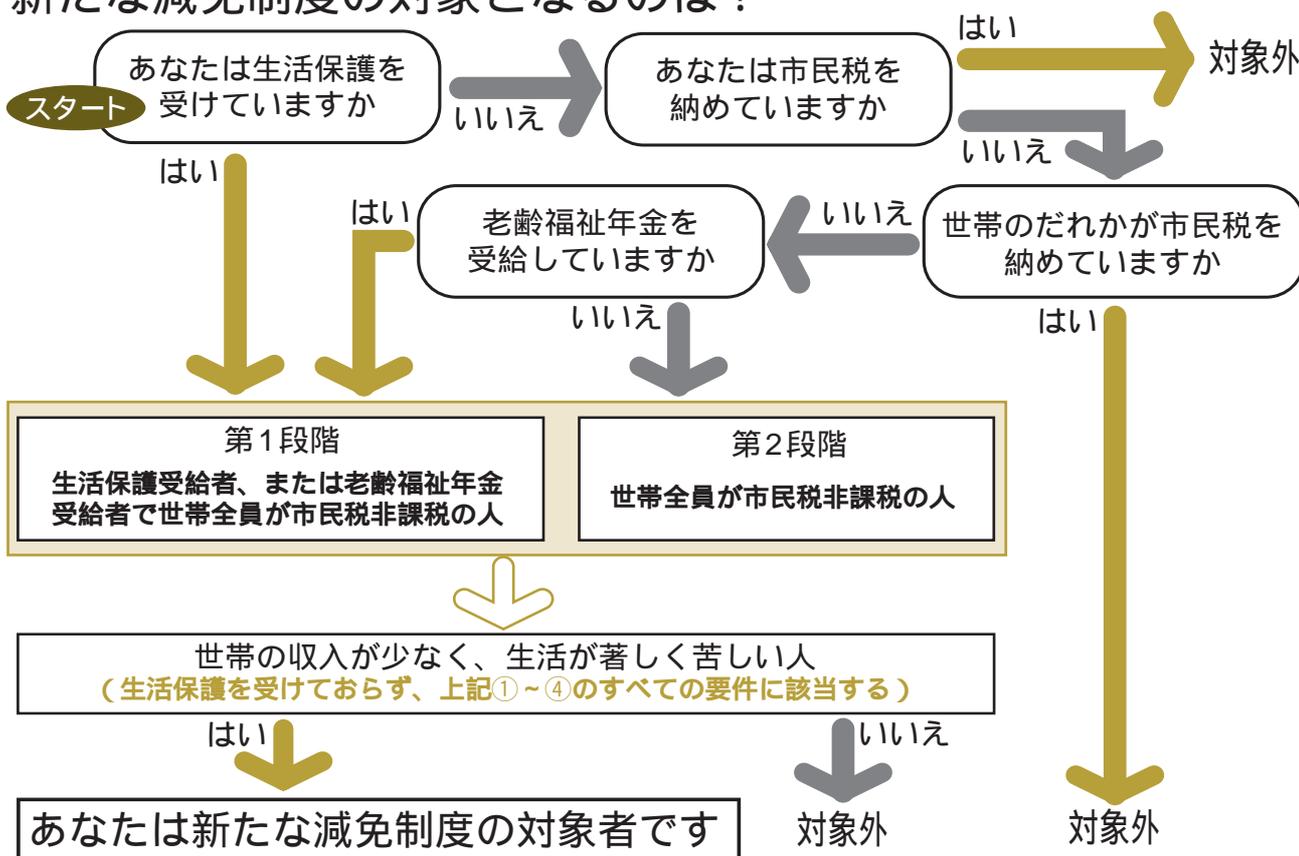
- 介護保険被保険者証
- 世帯全員の預貯金通帳など
- 年金振込み通知書
- 確定申告の写しなど収入が分かる証明書
- その他収入や資産が分かるもの
- 家賃、地代の支払額が分かるもの
- 印鑑
- 本人及びその世帯員の状況により、必要な書類が異なります。詳細は市役所介護保険課へ。

申し込みは？

10月1日（火）から市役所介護保険課（本庁舎1階）で受け付けます。

問い合わせは、市役所介護保険課保険担当 ☎（260）5169、
Kaigo >

新たな減免制度の対象となるのは？



基地対策協議会が厚木基地の早期返還と基地対策の抜本的改善を要請

6月5日の米空母キティホークの横須賀帰港に前後して、その艦載機約70機が厚木基地に飛来しました。それ以降、航空機騒音が激しさを増し、市民の皆さんから苦痛と不安を訴える声が数多く市に寄せられています。

こうした中、市民各層の代表者によって構成される大和市基地対策協議会（会長：土屋侯保市長）では、厚木基地に関する諸問題の解決を図るため8月27日、アメリカ大使館をはじめ、防衛庁及び防衛施設庁、外務省などに対し、厚木基地の早期返還と基地対策の抜本的改善に関する要請を行いました。



防衛庁で中谷長官(左から二人目)に要請する協議会のメンバー

一行は、艦載機を中心とする航空機騒音の被害の実態を強く訴えるとともに、厚木基地での夜間連続離着陸訓練（NLP）の禁止をはじめ、航空機騒音の軽減及び航空機の安全対策の徹底、国の住宅防音工事の拡充、更に飛行計画や騒音状況などの情報の公表などを強く要請しました。

施設めぐりの一般参加者募集

市内の公共施設などをバスで見学する「施設めぐり」の参加者を次のとおり募集します。

とき▼10月22日(火)午前9

時市役所集合、午後

3時30分ごろ市役所

解散。

見学先▼環境管理センター、

消防署、北部浄化セ

ンター、泉の森(雨

天の場合は、つる舞



の里歴史資料館)。

定員▼25人

昼食時には市長と懇談。

昼食は、市で用意します。

申し込みは10月4日(金)まで、電話で市役所秘書広

報課へ(先着順)。

問い合わせは、市役所秘書

広報課広報担当☎(260)

5314、☒kouhouへ。

国民健康保険証が更新

新しい保険証を送付します

新しい国民健康保険証を、9月中旬から皆さんに配達記録郵便で送ります。

国民健康保険(国保)に加入している世帯には、1世帯に1枚の保険証(国民健康保険被保険者証)を交付します。保険証は、国保の加入者の証明であり、医療機関にかかるときは必ず保険証を提示しなければなりません。医療機関は、保険証で皆さんが国保に加入していることを確かめ、保険による診療をします。

保険証が交付されたら、次のことにご注意ください。

①内容を確かめる

記載事項に誤りがないか確かめてください。

②必ず手元に保管する

医師の診療が済んだら、必ず手元に保管してください。

③資格がなくなったら返還する

他市町村へ転出したり、職場の健康保険に入ったときは、必ず届け出をし、保険証を返還してください。

④もう一枚必要なとき

遠隔地へ入学、または長期旅行な

⑤記載内容に変更があったとき

市内で住所が変わったり、世帯主や氏名が変わるなど、被保険者の状況に変更があったときは、まず市役所市民課または渋谷分室で住民登録の変更をしてください。自分で勝手に書き直すと、その保険証は無効になります。

保険証はたいせつに取り扱いましょう。

問い合わせは、市役所保険年金課保険税担当☎(260)5114、☒nenkinへ。

問い合わせは、市役所基地対策課基地対策担当☎(260)5310、☒kicouへ。

なお、騒音に関する国などへの苦情のEメールは、市のホームページからお送りください。